

再任用を希望される皆様へ

内閣官房内閣人事局

【令和2年度版】

◆◆ 目 次 ◆◆

◆ 再任用制度とは	1
◆ 再任用制度の対象者	4
◆ 採用・任期・勤務形態	5
◆ 休暇	6
◆ 給与	7
◆ その他の諸制度	8
◆ 表 1 再任用職員の俸給月額	9
◆ 表 2 再任用職員の医療・年金保険	11
◆ 表 3 再任用職員の雇用保険	12
◆ 参考 1 再任用職員の給与モデル例	13
◆ 参考 2 再任用職員の年金額モデル例	14
◆ 参考 3 年金額の試算などの情報提供	15

◆ その他の諸制度

◆ 人事評価

職務及び責任の面で定年退職前の職員と同等とされ、人事評価の対象となります。

◆ 退職手当

支給されません。

◆ 医療・年金保険（P. 11：表2）

- ・ フルタイム勤務職員は、共済組合員になります。
- ・ 短時間勤務職員は、共済組合員ではありませんが、一定の条件を満たせば健康保険・厚生年金の被保険者となります。

◆ 雇用保険（P. 12：表3）

- ・ フルタイム勤務職員は、雇用保険に加入します。
- ・ 短時間勤務職員は、勤務時間及び雇用期間に応じて雇用保険に加入します。

◆ 宿 舎

- ・ フルタイム勤務職員は、定年退職前の職員と同様の取扱いです。
- ・ 短時間勤務職員は、原則として貸与されませんが、政令で定める職員（職務遂行上勤務官署の近くに居住する必要がある者）に限り貸与される可能性があります。

◆ 兼 業

フルタイム勤務、短時間勤務を問わず、定年退職前の職員と同様に兼業規制が適用されます。ただし、短時間勤務職員については、割り振られる勤務時間が短いことなどから、職務の遂行に支障が生ずること等の事情がなければ、フルタイム勤務職員と比べて兼業が許可されやすくなっています（詳細については、各府省の服務担当にご相談ください。）。

内閣官房内閣人事局

〒100-8968 東京都千代田区永田町

1-6-1

電話 03-5253-2111 (代表)

電話 03-6257-3764 (直通)